

令和3年度第1回土壌汚染対策検討委員会

令和3年8月2日

【田中課長】 定刻を少し過ぎましたが、これより、令和3年度第1回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます。東京都環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長をしております、田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本委員会は、ウェブで行いますので、通信環境の状態によりましては、音声聞きづらい場合等がございます。あらかじめ、御了承いただければと思います。

委員会の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。委員の皆様におかれましては、御発言の際には、「手を挙げる」というボタンがございます、そのボタンを押していただきますようお願いいたします。御発言いただく際は、ミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言をしていただけますようお願いいたします。発言者以外の方は、会議中はミュートにさせていただきますように、御協力をお願いいたします。

次に、事前にデータで送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。資料は5種類ありまして、まず1番目に次第、2番目に委員名簿、次に資料1といたしまして、土壌汚染に合理的に対応するためのガイドブック素案、資料2といたしまして、土壌汚染に係る情報の公開、資料3といたしまして、環境確保条例における地下水調査等解説（案）の作成について、でございます。資料の不足等ございましたら、事務局まで、チャット機能等で御連絡をお願いします。資料は、説明に合わせて事務局で、パソコンの画面に表示をさせていただきます。ただ、通信状態が悪い場合にはお手元のパソコンでも開いて、見ていただければと思います。

なお、本日、傍聴の方々には、資料1から資料3につきまして、環境局のホームページに掲載をさせていただきましたので、そちらも御覧いただければと思います。

それではここで、環境改善技術担当部長の志村から、御挨拶をさせていただきます。

【志村部長】 環境改善技術担当部長の志村でございます。本日はお忙しい中、令和3年度第1回土壌汚染対策検討委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

本委員会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、昨年度は、開催を見送らせていただいております。今回、オンライン形式で開催することといたしております。

この間に、当委員会の委員長を長年務めていただきました、細見正明先生が、昨年9月に御逝去なされました。先生には、専門的知見から御指導を賜るとともに、長年にわたり当委員会の運営に御尽力いただき、都の環境施策の推進に関して多大なる御貢献をいただいております。ここに生前の御厚誼に深く感謝するとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

さて、当検討委員会では、都の土壌汚染の調査及び対策についての、様々な課題について御検討をお願いしてきたところでございます。今年度は、主に合理的な土壌汚染対策の推進、土壌汚染に係る情報の公開、それから、環境確保条例における地下水調査等の解説等につきまして、御議論いただきたいと思っております。

合理的な土壌汚染対策の推進につきましては、これまでも度々御議論いただいております。ところで、一昨年度の検討委員会で御意見をいただきました、SR推進のために作成しているガイドブックにつきまして、これまでの意見を踏まえまして素案の作成をいたしましたので、こちらについて御確認をいただきまして、修正や追記が必要な事項等について、御意見を賜りたいと思っております。

また、土壌汚染に係る情報の公開についても、これまでの検討委員会で御議論いただいております。内容でございますけれども、都庁全体で、デジタルトランスフォーメーションの推進という流れがございまして、そちらの流れとも相まって、今年度から、土壌汚染対策の届出情報についてデジタル化をして、そのデータをオープンにしていくという事業を進めております。この中で、オープンデータ化していくべき情報などについて、様々な見地からの御意見を賜りたいと考えております。

さらに、平成31年の条例改正から2年がたちまして、運用上の課題というところで、平成31年に都条例独自の地下水調査の規定について、運用上、事業者の方からの質問等が多々ある部分について、マニュアルを作ろうということを検討しておりますので、この動きについて御紹介させていただきまして、意見をいただければと思っております。

本日も、幅広い分野について御意見を伺いたいと思っております。どうぞ活発な御議論をお願いいたしたく、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【田中課長】 それでは、本日の委員会でございますが、設置要綱第5条第4項に定める委員長不在時の代理として、令和元年度第2回検討委員会にて、大塚委員を御指名いただいておりますので、本日は、大塚委員に委員長代理として進行をお願いいたします。

本日の会議について、設置要綱に基づき公開で行い、資料・議事録についても、委員会後に必要な修正を行った上で、環境局のホームページに公開いたします。

それでは、ここからの進行は、大塚委員長代理によりお願いいたします。

【大塚委員長代理】 大塚でございます。細見先生には大変お世話になりまして、このようなことになってしまって誠に残念でございますけれども、委員長代理を務めさせていただきますと思います。

それでは、これから議題に入りたいと思います。まず、議題1、合理的な土壤汚染対策の推進について、事務局から説明をお願いいたします。

【寺崎主任】 土壤担当の寺崎と申します。議題1について、私から説明をさせていただきます。まず、画面の共有をさせていただきます。今回、土壤汚染に合理的に対応するためのガイドブックの作成を考えておりまして、それについて説明をさせていただきます。

まず、表紙ですが、このような「土壤汚染に合理的に対応するためのガイドブック」ということで、作成しております。目的、あと中小事業者様への御案内を作っています。

次に「土壤汚染とは？」を加えております。続いて、合理的な対応とはで、環境・経済・社会を考えて、というところを載せています。

その次に、よくある事例を載せておりますが、まず、建物解体時に全量掘削、そして基準適合土壤で埋め戻す。土地を売却し、新築の建物を建てる時に、再びその基準適合土壤を掘削して、建物を建てるという事例があった場合に、これが合理的な対応でしょうかという投げかけをして導入部分にしております。

その次に目次を載せております。まず、緑の部分が基本的な本編になります。その後に、事例集と資料集という形で、まとめています。

本編ですが、最初に土壤汚染対策の目的、法や条例の考え方というのを載せております。その次に、自然由来等の要因による基準不適合土壤が東京都には広く分布していることを書いております。2番目に措置が不要な土地における土壤汚染対応というところで、最初に流れを書いてその次に事例を3つ載せております。

基本1の事例ですが、先ほど示した事例を上に乗せていまして、それに対して合理的な対応をした例を、下の段に載せています。同じような形で書いております。基本2は、自

然由来による不適合土壌を適切に取り扱う事例になります。基本3は、埋立て由来による一定濃度を超える汚染に、法令上適切に対応する事例を書いています。

その次に、形質変更時要届出区域の現状をデータで示しておりまして、区域指定される数は年々増加している一方で、解除する割合は下がっていることを示しています。

その右側の円グラフですが、区域指定されている部分で、それぞれ解除せずに土地を活用している部分ですが、こういったものに使われているか、事業所とかマンション、あとは事務所などに使われていることを、円グラフで示しています。その横の棒グラフは、例えば事務所ですが、この事務所が全体的用途として使われている中の49%は、区域指定されたまま利用されているという割合を示した図になります。こういったデータや事例を示して、基準不適合のある土地は、対策すべき土地から、管理を要する土地に変わってきていることを書いています。

これらをまとめると、土壌汚染の合理的な対応というのは、土壌の3R、Reduce、Reuse、Remediationの3つになるということを書いています。この土壌の3Rを意識することで、社会面、環境面にも配慮した対応が可能になるということも書いています。

今回のガイドブックは、この土壌の3Rを強く勧めているのですが、それと同じように、利害関係者間のコミュニケーションも大切であることも書いています。土壌汚染が見つかった土地の所有者、そして開発したい開発事業者をマッチングするために不動産仲介事業者ですとか、あとは専門技術者が重要な役割を果たすことを書いています。

次に3番目、措置が必要な土地における合理的な対応で、まず、汚染状況に応じた措置の選定の流れというフローを入れております。その次に、措置が必要な場合の土壌の3Rということで、複数の措置を比較検討し、合理的な対応をしていくことを書いています。合理的な対応を実践するため大切なこととして、早期に汚染状況を把握し、計画的に措置に取り組むことを書いております。まず、操業中から調査・措置を実施して時間を有効に使う、その下に、建物解体後に土地を活用しながら措置をしていく事例を載せています。

その次に、操業中の調査・措置の重要性ということで、時間がかかるような措置もありますので、計画的に取り組んだほうが、より有効に活用できることを書いています。

本編の最後にコラムでSRの紹介を載せています。

次に事例集を載せており、まず、措置が不要な土地における合理的な対応事例を7つ載せています。

最初に一般的な土壌汚染対応の流れとフロー、土地売買における一般的な土壌汚染の流

れを右側に示したページを載せています。対応の流れを上、それぞれの流れの中でどういったことをやるのか、ポイントになるのかというのを下に示したような図になります。

実際の事例ですが、事例の書き方は、まず、上に事例のタイトルを載せて、左側に事例の概要を簡単に示しています。右側に、その事例のポイントとなる部分を載せています。真ん中の図ですが、左から時系列に事例を表したものになります。その下は各事例の合理的な対応を示しており、上の図に合わせて、それぞれの登場人物がどういったことをやると、この事例が合理的な対応ができたかを表したものを載せています。

事例1は、土壌の搬出入をせずに解体・新築工事を実施した場合を載せています。

事例2は、将来的な設備等の維持管理を考慮し、除去対象とする基準不適合土壌の範囲を選択ということで、将来、維持管理のときに掘削するだろう箇所だけを、基準適合土壌にして、他の部分は不適合土壌を残して舗装する事例になります。

事例3ですが、これは、土壌汚染調査の早期実施による設計見直しと、効率的な施工の実施で、土壌汚染の可能性のある部分を事前に把握しておいたために、複数の建築計画を立て、実際に調査して不適合土壌が見つかったので、建物計画を変更し、不適合土壌のところを舗装した事例になります。

事例4は、不適合土壌を集約し、維持管理、合理化ということで、点在していた基準不適合土壌をまとめて、維持管理をしていくものになります。

事例5は、土壌汚染にある工場跡地をマッチングにより開発ということで、基準不適合土壌を残したまま、そこに商業施設を建て、その土地の全体の利便性を上げる。そして分譲共同住宅を建て、利便性を重視する人にターゲットを絞り、販売した事例になります。

事例6は、措置対象とする基準不適合土壌を選別し、場外搬出土量を削減した事例になります。地域一帯が、埋立て由来による基準不適合土壌が広がっている土地に工場を建て、人為由来の不適合土壌が見つかった場合に現状復旧が基本なのですが、そこに地域一帯が埋立て由来による基準不適合土壌ということで、協議の結果、人為由来の部分だけを原状回復して、土地を返還した事例になります。その際にも基準適合土壌ではなくて、その地域一帯が埋立て由来の基準不適合土壌だったので、その土壌で埋め戻しています。

事例7ですが、自然由来汚染土壌を土木構造物の盛土材料に利用した事例で、自然由来による基準不適合土壌を場内利用すること、区域間移動や土壌構造物利用施設へ搬出した事例になっています。

その次に、土壌汚染の合理的な対応ということで、措置が必要な土地における対応事例

として4つ載せています。

1つ目ですが、比較的濃度が高い基準不適合土壌のみを掘削搬出で、第二溶出量基準の不適合土壌だけを取って、建物を建てた事例になります。

事例2は、対策工事を早期に実施したもので、工場を操業中に不適合土壌の対策を行って、基準適合土壌に戻してから土地を売却した事例になります。

事例3は、原位置浄化をしながら駐車場として土地を活用後、土地を売却したもので、駐車場として利用しながら基準不適合土壌の目標濃度を設定して、その濃度まで下げてから売却した事例になります。

事例4ですが、含有量基準超過の土壌についての対策になります。土地所有者としては、全量掘削を考えていたのですが、地域住民とのコミュニケーションによって、結果的に盛土や舗装で合理的な対策ができた事例になります。

その次に共通事項を載せています。事例集の最初に載せている合理的な対応のポイントの矢印の部分を、詳細に書いています。

資料集ですが、SRの実施で、効果的にインセンティブを獲得するための実践ポイントということで、取り組むことによって得られるメリットというのを、それぞれの利害関係者について、また、フローや各ステップで実施すべきことというのをまとめてございます。

最後に措置手法の一覧ということで、一例として示しておりますが、それぞれの措置を行うと、経済的側面、環境的側面、社会的側面で、それぞれが、どのような評価になるのかというのを一覧でまとめたものを載せています。

その次からは、それぞれの措置についての説明と、それぞれの評価を1つずつ載せた資料を載せています。

以上が、ガイドブックの説明になります。

【大塚委員長代理】 どうもありがとうございました。御質問、御意見を伺いたいと思いますけれども、まずコンセプト、それから構成、事例の示し方等について、御意見はございませんでしょうかということが1つございます。それから後で、全体を通じて何かございませんでしょうかということをお伺いしますけれども、まず、コンセプトとか、構成とか、事例の示し方等について、御意見はございませんでしょうか。では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。ページとしては、今のページですと4ページを見ていただいたほうがいいのかもかもしれません。共有で出してもらったほうがいいのかもかもしれません。

先ほど、東京都さんのほうからも御説明があったように、東京都の環境確保条例、今回、改正された環境確保条例の、やっぱり一番のポイントというのは、この4ページの右下ですかね、画面の中でいいますと。汚染拡大のリスクありというときに、地下水汚染に対しても対応しましょうというのが、やはり非常に重要なポイントだと思っています。

今回作成されたガイドブックというのは、全体のトーンを見ますと、汚染源、つまり土壌汚染に対してだけの対応をイメージしているようなのですが、そこら辺の考え方について、一度、コンセプトを教えていただければと思います。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。じゃあ、事務局お願いします。

【田中課長】 事務局の田中です。今、鈴木委員から、第二溶出量基準や第二地下水基準を超えた場合に地下水汚染拡大防止区域になるという、条例のみの規制でございますが、これも地下水への、土壌も含めた汚染源からの汚染の拡大の防止に着目しているものです。今回のこのガイドラインは、どちらかというと基準不適合の部分の土壌について、どのようにしたら合理的な対応ができるかということ、メインの着眼としております。

それで今回、規制の対象となられる方々、非常に幅広くいらっしゃいますので、その幅広い方々に訴えかけていくということで、土壌の3Rという観点を打ち出させていただきまして、それによって経済面、社会面、環境面、それぞれに配慮した対応ができる、合理的な対応ができるということを示させていただいているところです。

今、御質問の点の地下水汚染への対応に関してですけれども、土壌と地下水は非常に相まった規制ということで、そこは一体的に考えてこのガイドラインにも入れているところですが、今回、ちょうど3つ目の議題で地下水に関する技術的な解説を作るということにしておりまして、どちらかというと、この地下水汚染拡大防止区域については、そちらのほうで細かい解説はしていきたいと考えているところでございます。

【鈴木委員】 ありがとうございます。どこかに簡単に留意事項という形でも、このガイドブックの位置づけというのを、今の話をどこかにちょっと書いておいていただけると、利用する人間としては、その範疇が分かると思います。御検討いただければと思います。

【田中課長】 分かりました。今、私が申し上げたことをもう少しまとめて、しっかり書いていきたいと思っています。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 よろしくお願いします。では、佐藤委員、お願いします。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 この合理的に対応するガイドブックを作るということは、私はとても意義

があることだと思います。全体の感想として、「土壌汚染とは」の後に合理的な土壌汚染対策が必要だということが、1ページ書いてあるんですけども、ここの、なぜ合理的な汚染対策が必要なのかということについて、もう少し説明があってもいいのではないかなと思っております。

基本的に土地というのは、日本政府及び日本の国民全体に、日本の国土の有効利用という観点から非常に重要な財産です。公共財産、私有財産もあるわけですが、この土地というものをいかに有効活用しつつ、土壌汚染に対応していくかという観点が必要だと思います。

また、循環型社会あるいは低炭素社会という中で、土壌の外部搬出を減らすということは、結果的に環境負荷が少ないというようなことにも、触れられてはいかかかと思えます。

海外では、土壌汚染対策に過剰な反応をすれば、結果的に土地の有効利用が阻害されて、ブラウンフィールドが広がる、産業界への悪影響、必要な公共のインフラ整備の障害、特にこれから温暖化が進むということになると、いろいろな災害防止の対策も必要ですし、公共インフラの更新も必要になってきます。

そういう中で、この土壌汚染の規制対象が、自然由来に近い程度のもを含むことが原因で、過大な費用をかけるということは、国民全体にとって不利益であるというような公共的な視点です。土壌汚染を対策を軽視しているのではなく、むしろ最適化する。将来の国民にとって健全な形で対応するということの必要性が、高まっているのではないかと思います。このようなことをちょっと触れていただいて、できる限り合理的な対応をすることが、必要だと思います。

特に今後は、残土の移動についても、規制強化されるという傾向があります。したがって、搬出土壌を浄化しても、今度は、残土規制がかかってくるわけです。循環型社会では排出抑制が重要ですので、現地で有効利用できるものは、有効利用することが健全であるというようなコメントもあると、説得力が増すのではないかなと思えます。

以上です。

【大塚委員長代理】 事務局、何かございますか。

【田中課長】 事務局、田中です。どうもありがとうございます。そういった社会的な背景というか、土壌汚染に対する課題、そういったものを解決するために、このガイドラインを作っているということにして、委員からもございましたが、合理的なという意味は、決して規制を緩くするとかそういったことではなく、土壌汚染に関する課題を解決すると

ということが、目的でございます、そのために都の環境基本計画で、この環境・経済・社会に配慮した土壌汚染対策、サステナブル・レメディエーションというふうに言われるものですが、それに取り組んでいこうということで、このガイドラインの作成を始めたところでございますので、その辺の経緯もしっかり書いていきたいと思っております。

この委員会の中で、初めのほうの御議論の中で、環境・経済・社会に配慮した土壌汚染対策というものを、なかなかそれをサステナブル・レメディエーションというような言葉を使っていると、少し言葉が難しいということで、この委員会の中でそういった対応をしていくことを、合理的な土壌汚染対策と呼ぼうということで、このページ、合理的な土壌汚染対策というふうな呼び方を、今はしているところでございますが、そういったところの背景を、今、委員からの御指摘も踏まえて、しっかり書いていきたいと思っております。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 どうもありがとうございました。勝見委員、お願いします。

【勝見委員】 勝見です。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。土壌の3Rなんですけれども、これの3つ目のレメディエーションなのですが、東京都さんのこれまでのいろんな取組をお聞かせいただくと、私は、レメディエーションよりも、リカバリーのほうがいいんじゃないかなという具合に感じました。ちょっと私の読み込みが足りないので、誤解のあるところがあるかもしれませんが、土そのものに着目して、それをきれいにするというニュアンスが強いであろうレメディエーションよりも、いろんな土地があって、あるいはその状態もいろいろあって、そういう中で合理的にやっていく、そして再生をする、元に戻す、うまく使っていく、そういうニュアンスを込めていただいたほうが、何か東京都さんのこれまでの取組に近いのかなという具合には思いました。これまで、一生懸命考えてこられて、この3つを出しておられるので、ちゃぶ台返しになってしまうとよろしくないのですが、もし可能であれば、お考えいただければと思いました。

以上です。

【大塚委員長代理】 ちょっと英語の問題になりますけど、事務局はいかがでしょうか。

【田中課長】 ありがとうございます。事務局、田中です。今、いただきましたリカバリーという言葉について、先生のほうでおっしゃっていただいたことを検討して、リカバリーという言葉に入れ替えるか、または何かしら追加するような形にするかとか、そういったことを、事務局のほうで検討していきたいと思っておりますので、その節は、もう少し詳しい部分については御相談させていただければと思っております。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 どうもありがとうございます。徳永委員、お願いします。

【徳永委員】 徳永でございます。どうぞよろしく願いいたします。対策すべき土地というものを、管理を要する土地ということで、より合理的に考えていきたいと思いますという話にしていきたいと思います。そのために必要なものの考え方を明確にして、共有していきましようということだと理解しています。それ自体は、より良い方向に、もしくは、ある意味、合理的な方向に進んでいくんだということも理解しています。

一方で、何かちょっとだけ、きちんと了解をしておくことが必要なのは、これは管理を要するということがあり、管理をするということは、その土壤汚染に対して、こういうふうに対応していきましょうと決めた人のみならず、その後、その土地に関わる人が、ずっと世代を超えてしょっていき、管理を要する土地になるということだと考えます。そのときに、そういうふうにしてでも、こういう管理を要する形で対処して、合理的に対応していくということが、社会にとってどういう有意義なことであり、それを社会が受け入れていくというときに、何を一緒に考えていくんですかということもちゃんと合意をされ、それで物事が前に進んでいくということが必要ではないかと考えます。その部分のメッセージをうまく入れていただいて。

私は、これを止める方向に物を進めることを決して是とはしないのですが、その部分が抜けてしまうと、時間の進む中のある瞬間のところでは判断したことということが、将来的に非常に大きな問題を残すということが起こることはあり得るので、その辺りをうまく社会と共有していくということも含めてやっていただくといいかなと思いました。

すみません。コメントのようになってはいますが、必要に応じて御検討いただければと思います。

以上です。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【田中課長】 基本的には、まずここについては一番初めに大前提で書いてありますとおり、健康リスクのおそれが無く措置の必要が無い土地につきまして、なおかつ基準を若干超えている程度の土地の対応として書いております。都では基準を、このページを今示していますけれども、右下の図面で、一定濃度を超えるものについては黄色信号というかたちで、別途対応していただく。今回は、健康リスクの青信号の部分で、若干、基準を超える程度のものについて、どのようにしていくのが、環境・経済・社会の面から見て、一番合理的なのかということで、今回、そこは管理を要する土地というかたちで、今はまと

めさせていただいているところではございます。

今、徳永委員からの御指摘の部分で、将来的に維持管理。確かにそこを区域指定したままということになりますと、その土地をまた掘削するときには、当然、届出も必要になりますし、そこに基準不適合の土壌があるということで、それをしっかり管理していくということが必要になってきますので、そういった手間というのは、当然あるわけですが、そういったことを踏まえても、環境・経済・社会の面からは合理的であろうということで、このガイドラインでは、示させていただいているということです。

ただし、そういったお考えというか、例えば、掘削除去なりをされるという事例も、将来の維持管理のことも考えて掘削除去とかを選択されていることもあるかと思いますが、その辺のことをもう少し、そういった留意点も踏まえて分かりやすく、追記するなど検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【徳永委員】 徳永です。ぜひ、そういうあたりを丁寧にやっていただくといいと思うのは、もう一つ理由があるのは、リスクがないという判断は、実は今やっているのであって、将来的にそれが、今やっているリスクがないということが正しいかどうかというのが、分からないということもあり得るわけです。そういう意味で、こういう管理をするというアプローチをしていくということは、非常に柔軟性を持っていることが、実は管理をする側にも、管理をするという仕組みの中に入って物事を動かす側にも必要になってくると思うので、ある意味、一般的にやるよりも高度なことをやろうとしているということは、常に了解しておくことが、理解しておくことが、全ての立場の人に必要であるということも、少し追加で申し上げさせていただきます。ただそうはいっても、こういうやり方で進めていくことに、非常に意義があると理解していますので、それで、進めていただければと思います。

【田中課長】 その辺の留意点についても、しっかり記載等もできるように考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 重要な御指摘ありがとうございました。後から出てくる情報の公表とかとも関係のある、関連づけることもあるかもしれません。では、小林委員、お願いします。

【小林委員】 まず、4ページなんですけれど、これは以前からも少しお話ししているんですけれど、また国の文言がこういう表語になっているので仕方がないのかなとも思っているんですけれど、健康リスクのあり・なしという表現ですね。本来、リスクであれば

高い・低いというような表現が望ましいと思っているんですけど、健康リスクあり・なしと表現する場合は、少し注意が必要かなと思っています。健康リスクありの場合も、状況によって高い・低いとかいうことですか、あと、健康リスクなしという場合も、状況が変化すれば、またリスクが高まってくる可能性もあるというような意味合いも含めて汚染状況が残っているという意味で書かれていますので、先ほどの徳永先生のおっしゃったことにも関連するんですけど、注意事項として、どこかに記載してもいいのかなと感じます。

あともう一つ質問というか、ぜひ今後確認いただくといいなと思ったのが、14ページです。形質変更時要届出区域について、左下の棒グラフでしょうか。東京都のデータだと、形質変更時要届出区域に指定されて、掘削除去等をされずに活用される事例が近年かなり増えているんだなというのが、こういう取組が形になって表れているデータということで、とても良い結果だなと思っています。これは国のデータでは、形質変更時要届出区域に指定されたら、かなりのパーセンテージで、掘削除去されているというデータもあるかと思えます。都内の場合は、これが少ない数値になって、右の円グラフのように活用事例が多くあるというふうに理解してもよろしいですよ。もしそういうことであれば、区域指定されていても、活用事例が進んでいる、土地の利活用が進んで、全国の中でも都内はかなりこういう取組が進んでいるというのを情報発信していただけると、都内以外の地域にも、こういう取組が広がっていくのではないかなと感じました。コメントです。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。事務局から、今は2点ございましたが。多分2点目は、都内の土地が、ほかの日本の中の土地に比べて、価格が高いことが関連している可能性があると思いますけれども、その辺も含めて、どうぞお願いします。

【田中課長】 まず、2点目の件につきまして。すみません、国ほうとの比較というのは、現状では、今はできていないところではございますが、国のほうのデータも少し調べて、その辺を少し追記できるかどうかを検討していきたいと思えます。

あと、前者のほうで、リスクという言葉の使い方につきまして、これは前回の委員会でも御指摘をいただいていた点になりますけれども、リスクという言葉の使い方を、下に備考を書くなり何なりで、少しその辺を修正か、追記していきたいと思えます。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 4ページのところは、簡単に修正しちゃっていいんでしょうか。私は別にいいと思えますが。

【田中課長】 修正か、追記という形で、リスクという言葉の使い方ですね。

【大塚委員長代理】 追記ですか。

【田中課長】 国のほうの健康被害というふうな書き方、被害なし、被害ありという書き方を。これも、何か検討の中でリスクという言葉に変えたという経緯もあるんですけども、そこも含めて、ちょっと確認して追記をしないと。

【大塚委員長代理】 はい、そうですね。小林先生の御助力も得ながら、そうさせていただければと思います。

あと、14ページのところも、掘削除去のパーセンテージが、都の形質変更届出地域に当たるものに関して、どのぐらいかということが分かると比較ができると思いますので、そういうデータはないんですよね。

【田中課長】 なかなか土地の利用区分ごとに比較しているものというのは、国のほうのデータでは、なかなかないかとも思うので……。

【大塚委員長代理】 まとめてでもいいんですけど、都のほうでそれをまとめた数字はありますか。掘削除去の数字は。

【田中課長】 まとめた数字といいますと、この左側のページの区域指定された数と解除された割合というふうなところになってくるかとも思うのですが。

【大塚委員長代理】 それがそうですね。分かりました。それは確かに区域指定した中での、土地の用途ごとの数字は、国のほうがないんですね、分かりました。

小林委員、よろしいでしょうか。小林委員、何か追加はありますか。

【小林委員】 結構です。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、小野委員、お願いします。

【小野委員】 ありがとうございます。ガイドブック全体の構成というか、コンセプトが非常に良いものだと思います。これまでなかった視点がたくさん盛り込まれていて、ぜひ、この方法で、こういう出版物が出ると非常にいいことだと思います。

合理的という言葉が、いろんな強さで使われているので、分かりにくくなっているように感じました。P.18右側の上のほう、土地所有者にとっては合理的でも、事業全体で見れば合理的ではない対応。長期的に考えれば合理的ではない対応というケースといたつとも、16ページ等では、合理的な対応っていうのが、何か定義されているように見えるところが、ちょっと違和感がありまして。

合理的というのは、一意で決まるように見えつつも、ステークホルダーが変わると合理

的ではなくなるという点が、分かりにくいと思いました。合理的な対応というのが定義できるように見えて、できていないというあたりで、ちょっと読者は混乱されるかなと感じましたので、18ページのほうの記述は、少し整理されると良いと思います。つまり、合理的という言葉、結構便利に使っちゃっているという印象を受けたので、割と粒度といいますか、情報の性質をそろえるのが重要だなと思いました。これが1点目です。

それから、先ほど来、最初のほうで、リスクあり・なしという言葉が出てきていて、何かそうですね、リスクありって言い切れる案件なのかなというのは、ちょっと疑問に思うところです。リスク評価者としては、健康リスクの懸念あり、健康リスクの懸念なしと表現することが多いです。懸念なしの場合は、「リスクなし」と、ほぼ同義です。一方で、リスクありという言葉が示すものは、物すごく即健康影響が出るっていうようなイメージになってしまうので、リスクの懸念があると表現します。ただちょっと分かりにくいという御意見があって、恐らくこのリスクあり・なしになったんだと思うのですが、リスクありというのは、非常に強い言葉という印象を受けました。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。2つ目は、さっきの小林委員の御発言との関連も考えないといけないですけど、事務局いかがですか。本質的な問題で、なかなか痛いところを突かれたという感じもしますが。

【田中課長】 すみません。リスクという言葉の使い方につきましては、そうですね、前回の委員会でも、大分その辺の話はありまして。これを「健康被害」という言い方をしたとしても、すみません、私はさっき「健康被害あり」というふうな言い方もしてしまいましたが、健康被害の可能性があり得るという状況だと思うので、それをリスクということ言えば、リスクの懸念ありということなんですね。それについて、いずれにしても何かしら注釈で解説をするのか、表現自体を変えるのか、少し検討していきたいと思います、リスクという言葉の使い方につきましては。

それから、合理的という言葉について、基本的には、このガイドブックでは、なかなか言葉だけでは御理解いただけないと思い、それで事例を示しながら、事例で合理的という意味を感じ取っていただくというふうなことで、資料としては、全体に作っているというつもりではあるんですけども、確かに特に18ページのところは、先ほど御指摘いただいた、土地所有者にとっては合理的、事業全体で見れば合理的でないというところですね。これも、抽象的にこう書いてしまっているというところは、分かりにくいと思うので、少し言葉の使い方を、こちらも考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 座長として申し上げますが、多分、3Rの話は、長期的な意味の合理性を追求しているんだと思うんですけど、18ページのほうは、もうちょっと短期的な意味も含めた合理性を追求していると思うので。あと、社会・経済・環境の配慮の話も、必ずしも常に長期的だけを目的としているわけではないと思うので、微妙にちょっと違ってくる可能性はあって、3Rを全部合理的と言い切ってしまうと、小野委員が感じられたような、ずれが少し出るかもしれませんね。その辺の表現は、お考えいただいたほうがいいのかもかもしれません。

あと、小野委員の話と小林委員の話は、別の観点だったんですけど、「あり・なし」じゃなくて、「高い・低い」にするかというのがさっきの話だったんですけど、その辺も含めて、事務局は、どうぞ御検討いただければと思います。

【田中課長】 はい。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 鈴木です。先ほど、小野委員のほうから御指摘があった、17、18ページをちょっと出していただけないでしょうか。これですね。この絵が基本的なイメージとして、今回は資料に入っていると思うのですが、利害関係者間のコミュニケーションというタイトルで、この絵が作られています。1つ気になるのは、地域住民という名称が、1つも出ていないんですね。まずは、3Rを使って合理的な対応を考えましょうということはいいいのですが、それが結果的に、地域住民に対しても合理的……、合理的ってまた使っちゃいけないんですね、理解が得られるものだというポイントも必要だと思いますので、どこか今この中に入れるというよりは、コメントでもいいと思うのですが、やはり地域住民という項目は、どこかに入れられたほうがいいのかなと感じました。コメントです。

以上です。

【大塚委員長代理】 これも大事な点ではあると思いますが、微妙なところになるかもしれませんが、事務局いかがですか。

【田中課長】 事例のほうでも、地域住民については入っているということでございまして、今後、地域住民を入れていく方向で考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 よろしくお願ひします。ほかには、いかがでしょうか。

では、全体を通じて、何かございますでしょうか、ほかに。

【田中課長】 1点だけ、確認したいことがありまして。先ほどの「合理的」という言

葉の使い方なんですけれども、環境・経済・社会に配慮した対応というものを、この委員会の中で、一昨年度、より合理的という言葉遣いをしようと決めた面がございますが、環境・経済・社会に配慮した対応と直接記載していくなど、今後そこの記載方法について、検討していくということによろしいでしょうか。

【大塚委員長代理】 よろしくお願ひします。3Rは、もう少し長期的な面での合理性を追求しているようなところがあるので、多分、すこしづれを感じる人がいるのかもしれないかなと思いますけど、分かりました。

では、勝見委員どうぞ。

【勝見委員】 私からでよろしいですか。

【大塚委員長代理】 はい、お願ひします。

【勝見委員】 細かい話なのですが、こっちのガイドブックの事例をつけていただいて、事例2というのがあって、掘削除去の範囲を限定させて、将来、掘削されているところには、きれいな土を入れるというのが、1つの工夫として入れられているんですけど。

【大塚委員長代理】 勝見先生、すみません。何ページですかね。

【勝見委員】 事例2は、ページ番号は32です。

【大塚委員長代理】 31、32ですか。分かりました。

【勝見委員】

基準不適合土壌を一部掘削して、きれいな土で埋め戻すと。その部分は、限定的にという部分ですけども、この場合、指定区域のままだと思うのですが、基準適合土壌のほうを掘削するという事は、これは何か注意しなければいけないことになるんですか。普通の土と同じように、ぽっと掘って、ぽっと持っていくということが出来るんですか。土対法の中でということになると、指定区域の中の土をやり取りするって結構大変で、何かこの図だけ見ていると、それが簡単にできてしまうように思われてしまうとうか。これは冒頭で徳永先生が御指摘になった、やっぱりリスクはあって、いろんな形のリスクがあって、その後、管理をどうするかということが非常に大事だということの、非常にいい例だと思いますので、ちょっとお教えいただきたいと思いました。

【大塚委員長代理】 では、事務局お願ひします。

【田中課長】 事例2に関しましては、そういった長期的な維持管理についても、ある程度、合理的な対応をしていける工夫ということで、作っている事例になりますけれども、まず、法的な話でいえば、このような工夫で基準適合土壌に入れ替えたとしても、区域指

定は解除されないということになります。ですので、ここで形質変更をする場合には、法の12条という形質変更の届出と、あと16条、搬出の届出は出していただくということになります。このときに、このガイドラインには、そこまで法的なことはあまり書いていませんけれども、12条を出していただいても、基準に適合している土壌のところの部分だけを掘るので、環境保全対策等についても、ある程度軽減した形でできるというメリットがあります。

あと16条のほうは、このまま搬出する場合には、基本的には汚染土壌として搬出しなければならないのですが、この基準適合土壌の部分について認定調査を行っておけば、認定土として通常の土として外に搬出できるとか、そういった、合理的な対応ができると考えます。

【勝見委員】 持ち出すときに、認定調査はしないでも済む可能性があるという理解でよろしいんですか。

【田中課長】 いえ、認定調査は必要でして。本当は最初に認定調査をして、この土を認定土としておくというふうなことができれば、法的な対応としてはいいのではないかと思います。

【勝見委員】 分かりました。いろいろ、ちょっと複雑になりそうですね。また、教えてください。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 勝見委員がおっしゃりたいのは、この図だけを見ると、その辺は何も書いていなくて簡単にできるように思われてしまうのではないかということだと思うんですけど。

【田中課長】 このガイドラインを作成する中で迷っていたのは、どこまで法律のことを書き込んでいくかということでありまして、概念を御理解いただきたいということで、法的な対応を書き始めると、かなり細かい話になっていくので、今は書いていないという状況です。

【大塚委員長代理】 それはやはりさっき鈴木委員がおっしゃったように、法的にはいろいろあるかもしれないけど、ここは考え方を書いたんだというのを、最初にどこかに書きになったほうがいいかもしれません。

【田中課長】 分かりました。そうった注意書きを書くか、補足でちょっと法的な留意点も書くかですね。その辺は検討していくようにします。

【大塚委員長代理】 補足で書き出すと、多分あちこちに書かなくてはいけないのでな

かなか大変です。それはそれでできるかもしれませんが。では、小林委員、お願いします。

【小林委員】 ありがとうございます。28ページなんですけど、こちらの左側のフローだと、操業中の工場での自主調査ですとか、措置ということが書かれているんですけど、右側のフローだと、「工場などの廃止、売却が決まってから土壌調査をする」というふうになっているんですね。こういう場合も当然あるかとは思いますが、計画が決まってから調査をすると、どうしても計画の期間の関係で、掘削除去が手っ取り早いと判断される場合が多いようにも思われまして、ぜひ、「操業中から自主調査」をして、ある程度時間をかけて、場合によっては浄化をしますし、その後の対応も検討しておけると時間的余裕もあって、掘削除去以外の対策も取り得るといようなことにもなるかと思しますので、何か「操業中からの対応をすると、そのようなメリットがある」といようなコメントを、下にでも書いていただくといいなと感じました。

以上です。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局。

【田中課長】 ありがとうございます。操業中からの対策につきましては、措置が必要という章立のほうに載せてはおりますが、このページにもそういったコメントを入れて、後ろの事例集の措置が必要というほうの事例2になりますけれども、ページでいうと49ページ。このページについても、措置が不要な場合でも、こういった操業中からやることも重要だということについて、追記をするかどうか、その辺についても検討させていただきます。

【小林委員】 特に中小の事業者さんは未調査のことも多く、かなり高濃度の原液に近いものがそのまま放置されているというのは、汚染が拡散してさらに深刻化することにもつながってよろしくないかと思しますので、ぜひ、できるだけ自主的な調査が進むようなことを、盛り込んでいただく形になればと思います。お願いします。

【大塚委員長代理】 小林委員、ありがとうございました。では、佐藤委員、お願いします。だんだん時間が迫ってもいるのですが、お願いします。

【佐藤委員】 利害関係者のコミュニケーションについて、住民を利害関係者というふう位置づけると、法的に利害関係がある住民と、法的には利害関係のない住民がいることとなります。例えば、開発許可等でアセスメントが必要な場合には、情報提供、意見陳述の機会が与えられていますが、それ以外の場合には、自主的な努力として、企業が近隣住民

とコミュニケーションを図っていくとかいう事例もあります。また、土地を購入する人と近隣住民では、利害関係の程度や質も異なるでしょう。売買又は開発等の契約に関連する当事者とのコミュニケーションと、地域住民又は環境保護団体との利害関係は同じではなく、また知る権利の範囲も異なると思います。その辺はニュアンスとしては、地域住民が、他の利害関係者と同じ対等な立場で土壌汚染に関する情報の公開を求める、または対策方法に反対できるという意味ではないと思うので、誤解をされないようにしたほうがいいのではないかなと思います。

【大塚委員長代理】 事務局、よろしいですか。

【田中課長】 貴重な御意見をありがとうございます。そういった観点も踏まえて、先ほど、入れるか入れないかということについて、どのような入れ方にするかとか、その辺は検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 その辺は微妙な問題がありますが、どうぞ御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。本件につきましては、では、この議論を踏まえて進めていくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、委員の先生方の御意見を踏まえて、次回、委員会までにガイドブック案を作成することにしたいと思います。

続きまして、議題2、土壌汚染に係る情報の公開に移ります。事務局から、説明をお願いします。

【重田課長代理】 ここからは、土壌汚染対策総括担当の重田が担当いたします。よろしく願いいたします。

私からは、資料2といたしまして、土壌汚染に係る情報の公開（公表）の内容を説明させていただきます。ここで、「公開」と「公表」がございます。公開とは、開示請求のように都民や事業者の方々から請求されて行うものを公開。公表とは、都、自らが積極的に行うものを公表としております。

今回、御議論していただきたいものは、汚染が確認されなかった土地の公表について、どう整理し、どう対応していくかということでございます。資料は、平成30年度に実施した検討委員会の最終取りまとめでございます。ここでは、積極的に公表した方がよいと

する意見、慎重な対応が必要とする意見がございました。まとめますと最下段のとおり、情報のニーズ、情報の公表による影響、行政の事務負担を考慮した公表などの議論が必要という結果になりました。次のページに移ります。

このページは、先ほど御紹介がありました、デジタル化プロジェクトの内容でございます。前ページの課題に対応するため、環境局では、土壤汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクトを進めております。具体的には中段のイメージのとおり、都民の負担軽減のため、届出書類をデジタルデータで収受する体制を整備し、行政審査を効率化させ、ニーズの高い情報の公表を迅速化させます。次のページに移ります。

本ページは、現状の公表の整理でございます。青枠が囲われている部分が、現在、公表されております、具体的には汚染のおそれがあり、調査した結果、基準不適合土壤が確認された土地は、公表しております。赤枠で囲われた範囲は、汚染のおそれがなかった土地、または汚染のおそれがあり調査した結果、基準不適合土壤が確認されなかった土地でございます。これについては、現在、公表されておられません。次のページに移ります。

こちら、法と条例の公表における現状の整理でございます。法では、基準不適合土壤が確認され指定された場合、または除去し、解除した場合は台帳を調製し、公表しております。公表手段は、都庁で紙ベースでの閲覧、またはウェブ上での検索が可能になっております。ウェブ上での検索は、令和元年5月から運用しております。

一方、条例では、都独自に地下水環境保全の規定を導入しており、基準不適合の土壤や地下水が確認された土地は、台帳を調製し、公表しております。公表手段は、法と同じく、紙ベースの閲覧、またはウェブ上での検索が可能になっております。ウェブ上での検索は、令和3年4月から運用しております。次のページに移ります。

こちらは参考画面ですが、ウェブ上での台帳公開システムの検索画面となっております。

こちら参考でございますが、ウェブ公開している台帳公開システムのアクセス件数でございます。法・条例台帳が公表された令和3年4月からの3か月間のアクセス状況は、右端の赤い部分になり、現在、多くの方々に御利用いただいている状況でございます。なお、表の中心がくぼんでございますのは、コロナ禍による事業中断等が考えられます。

こちらは、開示請求の件数を表しております。情報開示の主な目的は、指定調査機関が過年度調査を参考にするため。または、不動産事業者が、土地取引の参考にするためなどが、多くなっております。

令和2年度の全件数を見ていただきますと、前年度から減少しております。コロナ禍

や台帳公開システムの影響が出ているものと思われます。

こちらのページは、令和2年度に20件の開示請求がございました、その内訳になってございます。

ここから、検討課題になります。論点①、論点②とございますが、論点①といたしまして、汚染のおそれなかった土地や、汚染のなかった土地の公表が公益となるのか。また、論点②といたしまして、汚染のおそれなかった土地や、汚染のなかった土地の情報を、どこまで公表するのかでございます。

こちらも論点でございますが、論点を都の規定で整理いたしますと、本ページのとおりになります。情報公開条例では、開示請求の頻度が高いなどの理由があれば、積極的に公表すべきとしております。

一方で、個人資産や個人情報保護の観点から、公表されない権利においても、個人情報保護条例や情報公開条例により規定されております。また、②の視点から、公表する場合は規則改正が必要になると思われます。

本ページは、検討要素になります。①から④までございますが、情報のニーズ、行政による情報提供の必要性、情報公開による影響、情報公開の手段などを検討要素として、御議論いただければと思います。

本ページは、公表する項目と懸案について例を挙げたものになります。例えば、汚染の少ない住所を公表することの公益と、公表されない権利のバランスをどう考えるのか。また、店舗名や事業場名は、生存する個人に関する情報に該当してしまう場合がある。さらには、土地の利用状況等では、秘密プロジェクトで進められている場合があり、このような懸案を例に挙げるができると思っています。

以下、参考になります。簡単ですが、説明させていただきます。

本ページは、令和2年度の届出状況を、汚染のおそれがある土地、汚染のおそれがない土地に区分したものでございます。汚染のおそれのない土地や、汚染のない土地の届出を公表する場合、750件程度の届出情報が公表されることになります。

本ページは、デジタル化プロジェクトにおいて、汚染のおそれのない土地や、汚染のない土地の公表について、開示請求の多い指定調査機関や、建設事業者、不動産事業者にヒアリングし、結果をまとめたものになります。いずれの事業者からも積極的な公表について前向きな御意見をいただいております。

以下、パブコメや検討委員会での御意見を、骨子としてまとめております。以下4ペー

ジが該当いたします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、今の御説明との関係で、情報の公開、あと公表の問題に関しまして、土壌汚染、届出情報における汚染のおそれのなかった土地の公表について、それから、汚染のおそれのなかった土地を公表する場合、どこまで公表すべきかについて、御意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。ありがとうございます。汚染が確認されなかった土地の情報というのは、我々、調査対策をしている側にとっても、非常に重要なものだと思います。ですので、基本的には公表をしていただければ好ましいと、私のほうは思っています。

ただ、その内容の部分をどこまで公表するかという話に関しては、まず、我々が知るに当たって、やはり、どこの地番でそういうものがあるのかというところが重要ですので、少なくともその情報が公開されることが好ましいものだと思います。それ以降の、例えばその範囲とか図面については、それはある程度、必要に応じて情報公開請求でもいいのかなとは思いますが、まず情報があるかないかということは、ぜひとも知りたいところだと思っています。

それから、質問が1つあるのですが、このような情報を公表するかどうかということについてですけれども、汚染がないという情報が、どのような不利益が生じるのかというのが、僕にはちょっとよく分からないんですけれども、それを公表することへの反対されている理由の中で、主立った特徴的な御意見があったら、ちょっと御紹介いただければと思います。よろしくお願ひします。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。ちょっと私、鈴木委員にお伺いしておきたいんですけれども、調査対策者として、汚染がなかった土地の公表が重要だという理由を教えてくださいませんか。

【鈴木委員】 我々も調査対策をするに当たっては、その土地の地歴調査というのを行うわけです。当然、地歴を調査するとき、事業所の敷地のような、工場であれば、当然、その事業主さんに、まず聞くということで資料を手に入れることができるのですが、幅広い、特に大規模な形質の変更。例えば、道路とかそういうときには、やはり個々の事業者さんにまず当たる前に、どういう情報があるのかというのを、その土地の範囲で、我々が

知りたい範囲でどうしても知りたいというところがあります。そういうときには、やはり情報が公開されていると、非常に助かるという面があるということです。

【大塚委員長代理】 それは、汚染があるということだけじゃなくて、なかったことも、やはり情報としてあったほうがいいということですね。

【鈴木委員】 そういうことですね。やはり汚染がないという情報も、非常に重要な情報です。我々は、最終的にはないという情報も照査して使わなければならないということに、地歴調査としてはなりますので、重要なポイントだと思っています。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。

では、反対していらっしゃる、不利益だというふうに思われる方の理由をちょっと教えてくださいという話ですけど、いかがでしょうか。

【田中課長】 今、スライドのほうに示しているのが、前回、条例改正のときに、情報公開に関するところのパブリックコメントで、やや慎重から反対の意見というふうなところを載せております。この中ですと、個人の情報の保護の観点ですとか、個人資産の保護とか、そういったところのことが書いてあるということです。

ただ、この御意見が、どこまでの情報を公開した場合のことをおっしゃっているのかというのは、ちょっと分からないところでして、うちに届出があったという住所のみ、汚染のおそれがなかったという情報だけで、ここまでの保護をすべきという御意見があるのかどうかというところは、そこまでは読み取れないところではございます。が、例えば、情報等によっては、届出自体にそのプロジェクトの概要が、例えば書いてあったりですとか、あとは、その土地が昔、どのような使われ方をしていたか、そういったことも地歴の一覧表には書いてありますので、そういったことも含めての情報の保護という御意見があるのではないかと推測はされます。

【大塚委員長代理】 鈴木委員、よろしいですか。

【鈴木委員】 ありがとうございます。きれいだという情報ですので、今ここに幾つか示されたように、プロジェクトの詳細とか、やはりそういうところは保護すべきだとは思いますが、そこを含めて、そういうところは出さないにしても、やはりここにこういう情報があるんだよという情報は、ぜひとも公開するべきかなと私は思います。

以上です。

【大塚委員長代理】 私から、今のところで聞いて申し訳ないんですけど、13ページの地歴一覧表のところ、過去の地歴が土壌汚染とは関係ない風評被害の可能性というの

は、どういう話ですか。

【重田課長代理】 例えば、そこは土壤汚染とは関係なしに、何かしらネガティブな土地の使われ方をしていたというのが、地歴の一覧表の中に載っていたときに。

【大塚委員長代理】 別の話でね。

【重田課長代理】 はい。

【大塚委員長代理】 分かりました。鈴木委員、よろしいですかね。では、小野委員お願いします。

【小野委員】 私が先でよろしいですか。

【大塚委員長代理】 はい、お願いします。

【小野委員】 基本的に確保条例の原則として、情報を公開することが、環境リスクの削減に資するかが論点になると思います。先ほどの資料にもどこかにありましたけど、知ってハッピーになるかというか、あとは3Rの観点からいって、迅速な土地取引が進むかどうか。あとは情報がなければ、もう一度、地歴調査をしたり、土壤汚染の調査をしたりするという資源の無駄遣いになってしまうということもあるので、基本的に都の姿勢としては、将来に向けては公開をしていくべきだと思います。

そして、13ページの汚染のおそれなし土地の公表も、どこまでを公表するかということは、情報を届けるのが土地の所有者だったり、管理している方だったりするとすれば選べるようにする。その方が選べる、個別の公開する項目を選べるようにするのが、まずいいのかなと思います。先ほど、鈴木委員がおっしゃったように、住所・地番は必ず公開としても、それ以外は、デフォルトは公開、しかし望まない場合は公開のチェックを外すというような、いわゆるオプトアウト方式にしてはどうかなと思っています。

これは、デジタル化の届出を前提にしています。デジタルだと公開した項目だけ見るとは、容易なためです。公表されていることは誰でも見られる。もっと見たい場合は情報公開請求という何段階か段階を踏むというのは、一般にデジタルの媒体になりますとかなり容易になると思いますので、段階を踏んでいくのがいいのかなと思っています。あと、公開のレベルは、届出者が選ぶことのでまずやってみるがいいのかなと考えています。

以上です。

【大塚委員長代理】 なかなか面白いかなと私も思いましたけれど、事務局、いかがでしょうか。

【重田課長代理】 ありがとうございます。そういった方法も、やり方として一つの方

法かと、今聞いていて非常に思ひまして、そういったことも含めて、今後は検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 段階的に進めていく必要もあるかもしれませんので、今のような御意見は、大変参考になると思います。

【重田課長代理】 貴重な御意見ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 佐藤でございます。私は、土壤汚染というものの本質が公益に関連するものだと思っておりますので、そういう意味では、汚染があったということも、なかったということも同じく公益、つまり、将来の土地利用、あるいは国民全体の知識として、公表したほうがいいのではないかと思います。

それで、不動産登記簿謄本、商業登記簿謄本、航空写真、グーグル地図、こういうもので、既に土地に関する情報というのは、かなり広範囲に公表されているわけですね。したがって、土地の地歴の一覧等も、ある意味で注意すれば集められるものだと思います。こういうものは段階的ではなくて、集める人が非常に苦労して集める、公開情報なのに、あちこちに散在しているということがあると思いますので、公表すればいいのではないかと思います。というのが、私の意見であります。

ただ1点、プロジェクトの内容については、こういう土壤汚染に関連するものが、将来建築計画のある開発とかいうものに対する反対運動のようなものに使われることも、時々あるわけですね。反対するということは、それはそれで、そういう権利はあるわけでありましてけれども、こういう土壤汚染対策法を契機としてプロジェクト全体が公開されて、それがまた紛争につながるということは、土壤汚染対策法の本来の趣旨ではありませんので、開発計画みたいなものについては、公表の対象とはしないということがあると思いますけれども、地歴と、それからこの場所のこの地番をこういう深さで調査したところ、こういう汚染がなかったという情報は、もう私はある意味で公益に関する情報であり、かつ東京都が入手した情報であるということで、公表してしまったほうが、かえって透明性が高くなると。この人は公開したくないと言っているから公開しないというような、あんまり選択肢を入れるのは、複雑になるのではないかなという気がいたします。

以上です。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

【田中課長】 ありがとうございます。そういった将来のプロジェクトの情報に関して

は、確かに地歴とか汚染のおそれということとは、また別の話だと思しますので、確かにそちらは、また別に考えるということ。その土地が汚染のおそれがなかったという情報についてどこまで出すかについては、確かに、土地に関する情報がたくさん出ている中で、地歴の情報も調べればすぐに調べられるような情報という、その観点も確かに、委員におっしゃっていただいたとおりにかと思えます。そういった観点も含めて、今後、検討の材料として、いきたいと思えます。ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 住所、地番は出すということで、大体意見は出ていると思うんですけど、その上に、どこまで公表するかでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。石崎委員、お願いします。

【石崎委員】 よろしいですか。

【大塚委員長代理】 よろしくお願いします。

【石崎委員】 ずっと前段の御議論をいろいろ拝聴いたしまして、基本的に我々、事業者は、操業中に環境局さんが実施されている、土壤汚染アドバイザー制度を利用したりしながら、現状はどういう状況になっているかということも調べたりとか。当然、我々は特定施設ですので、重金属等々、有害物質の除去施設も持っておりますので、万が一発見された場合には、操業中であれば、いろんな方法で対応していくということも、現状やっている事業者もそれなりに、だんだん最近は増えてきました。

ただ困るのは、やはり倒産ですとか、そういう場合は、やはり有害物質をそのまま放置したままいなくなっちゃうということもありますし、あとは、公開ということに関しても、ある程度の企業体であれば、やはり社会的な責任といいますか、先ほどから地域住民との共存共栄といいますか、いろいろ私どもも、弊社なんかやはり地域住民とのコミュニケーションをいろいろ取ったりですとか、情報を極力開示して、周りの地域住民の方に、環境負荷の高い事業ですので、その辺の御理解をいただくような努力は常日頃しております、実際に。

ただやはり、クリーニング業ですとか、小さいところで、個人で土地等々も所有しているようなところだと、個人情報保護法の問題との整合性ですとかもありますし、さりとて今、前回といいますか、先日、ちょっとヒアリングを受けたときにもお話をしたのですが、クレジットカードの暗証番号ですとか、極端なことをいうと調べようと思えば、もう私は秘密のものはないというふうには、基本的には思っているんですけど。ですので、ただその辺の個人情報保護法との整合性というのが、どの辺なのかなというのを、ちょっと

先生に伺えればと思っています。

だから積極的に開示するという、積極的というのは、どうもちょっと引かかるんですけども、基本的には開示するということに関しては、私ども事業者としては、やはり社会的な責任を負っているというものに関しては、反対ということではございませんので、その辺のところの個人的でやられている事業者の方と、我々のように法人でやっているところでは、やっぱりちょっと立場が違いますので、その辺は先生方もいかがお考えかなというふうには、お伺いと思うんです。

以上です。

【大塚委員長代理】 どうも。前向きな話をありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【田中課長】 ありがとうございます。今の確かに個人情報の観点ですね。まずその辺について、確かに事前に我々も調べている中で、その辺について、もう少し深める必要もあるのではないかと考えております。そういった御意見もいただいております。まず、そういった個人情報保護の観点につきましても、個人情報について法的に専門にしている方の意見も少しヒアリングをするなり、そういったことも進められればと考えています。

あと、事務局からもこの辺は聞きたいところといたしまして、積極的に公表するということと、あとは開示請求を受けて公開するというもの。今はそこである程度、分けて考えているんですけど、そこは、やはり法律的にも分けて考えなければいけないところなのかどうか。その辺について、もし教えていただくとありがたいなと思うんですけど。

【大塚委員長代理】 それは、分けていないと駄目ですよ。公表と情報公開の開示請求は、別の話なので。公表をするほうがよりオープンになります。開示請求は、やはりいちいち手続を踏まなくてはいけないので、そこに少しハードルがあるわけですね。だから、考え方はちょっと違いますけど、でも方向性としては、もちろん同じ方向を向いているんですけど、別として扱っていただく必要があるかと思います。あと、今の個人情報保護関係のヒアリングは、ぜひしていただいたほうがいいと私も思います。

【田中課長】 ありがとうございます。

【大塚委員長代理】 終了の時間が迫ってきて、私の不手際で申し訳ないのですが、本件につきましても、この議論を踏まえて進めていくということによろしいでしょうか。今の個人情報保護のところは、ヒアリングをさせていただくということでございますので、それも踏まえてということになると思いますけれども。

(「異議なし」の声あり)

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。その方向で進めさせていただければと思います。公表案に関して、事務局と検討させていただくことにしたいと思います。

続きまして、議題3、条例における地下水調査方法等解説資料の作成に移ります。事務局から、説明をお願いします。資料3でございます。

【須藤課長代理】 土壌担当の須藤と申します。資料3については、私のほうから説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資料3、環境確保条例における地下水調査等解説(案)の作成についてということで、本会では、マニュアルといいますけれども、マニュアル構成の紹介と、作成するに当たって幾つか検討事項がございまして、こちらについても、紹介をさせていただきたいと思います。この構成等について、御意見等があればいただきたいと思いますので、お付き合いいただければと思います。

まず、マニュアルの作成経緯でございますが、平成31年4月1日に、土対法と合わせて、条例も改正をいたしまして、改正前からありました条例独自の地下水調査方法についても、この改正の中で大きく見直しを行っています。施行から概ね2年ほど経過しましたが、なかなか新しい条例の地下水調査方法について、なかなか理解が進んでいないというところもございまして、指針どおりに、調査報告をいただけていない事例等も見受けられています。また、我々も運用する側として、改正のときに、想定できていなかった運用上の課題も見えてきているところでございます。

問合せの多い事項としては、先ほどの議題1のスライドでもお示ししました条例独自で規定しております、地下水汚染拡大防止区域が挙げられます。この区域は、平成31年4月1日の改正から新しくできた概念ですが、比較的高濃度な汚染に対して、拡散を防止していくという条例の考え方について、調査や、措置の段階で、理解が進んでいないというところが実情でございます。

また、今までの検討委員会の中でも、地下水関係についてはいろいろ御検討をいただいております。改正のときに出ました結論としましては、まず地下水調査の深度というのは、土壌調査と違って10メートルまでに限定しないことと、またその一方で、帯水層と汚染土壌が十分に離れていて、地下水への影響が少ないと認められれば、地下水調査を行わないことができるとしてもいいのではないかとということで、こちらについては条例に反映させております。

一方で、地下水への影響が少ないと認めるかについては、どのように考えていくかということについては、引き続き知見を収集し、また、都内の地下水等の状況についてもより詳細なデータ等を収集していくことということで、課題として残っておりました。

続いて、地下水調査マニュアルの対象者ですが、まず、調査を実際に実施する指定調査機関に向けて、着実な調査を行っていただくということで、1つ目の対象者としております。

続いて、措置を行う建設事業者に対して、先ほどの地下水汚染拡大防止、この観点をきちんと入れていただきながら、計画が立案できるようにということで、2つ目の対象者としております。

最後は初級技術者ということで、土壌汚染に関して、まだ比較的経験の浅い方でも理解をしていただけるような、明瞭な構成に心がけ、技術者向けのマニュアルということで作っていきたいと思っております。

ここからは、マニュアルの構成案ということで、現在、5章立てで考えております。

まず、第1章概要ということで、土壌汚染に係る専門用語等が出てきますので、こういった用語の定義や、条例制度の概要について、こちらで触れたいと思っております。

第2章では、調査の手法のところについて、具体的に説明を行いたいと思っております。内容としては、条例改正で大きく変わりました代表地点や、対象地境界における地下水調査の考え方を中心に、解説をしていきたいと思っております。

第3章では、措置について説明をしようと思っております。具体的には、先ほどから出てきております、地下水汚染拡大防止区域における措置範囲や、措置の考え方、こちらを中心に解説を行っていきたいと思っております。

4章では事例集ということで、2章、3章で条例制度の内容については触れますが、なかなか文章だけでは理解が進まないということで、これまで実際に受けた届出や相談事項を事例集として編集して、こちらで示していこうと思っております。

第5章は東京都における地下水の状況ということで、これまで我々のほうでも、東京都の地形・地質の情報を踏まえた指導というのを、きちんと行ってこられなかったという経緯もありますので、今回このマニュアルの作成を契機に、きちんと地下水に係る状況を整理して、事業者等にお示しすることで、合理的な調査等が行えるようにということで、この章を設けております。

続いて、参考資料ということで、法のアペンディクスまではいきませんが、5編参考資

料ということで添付を考えております。

まず、沿岸域における海水由来による地下水基準超過の判断方法について、現条例において、公有水面埋立法に基づく埋立てが行われた区域については、既に地下水調査を行わないことができる規定は設けていますが、それ以外の、東京の場合は江戸時代とかに埋め立てられたような土地等もございますので、沿岸域における汚染が海水由来なのか、人為由来なのか判断できるような1つの手法というのを、ここで示していけたらと思っております。

続いて、帯水層に接する場合の施工方法の考え方ということで、措置の中で圧倒的に相談事項が多いのが、この帯水層の施工方法でございまして、具体的には、杭を打つときに、どのように対応していったらいいかというところについて、多くの相談をいただいておりますので、これまでの届出実績を踏まえまして、この辺の考え方について、例示をしていきたいと思っております。

3番目に現場試験による不透水層の判断方法ということで、地質コンサル系の方ですと、この辺は容易に分かるかなと思いますが、そういった方以外でも、東京都、特に23区東部については、表層付近に粘土層が多いような地層になっていますので、こういうところでの地下水調査方法等に活用できるような考え方について、紹介をできたらと思っております。

4番目にもらい汚染による地下水汚染の判断方法ということで、掘削除去等の措置を行ったにもかかわらず、地下水の濃度が下がらないといった事例というのも、散見されますが、こういった場合に、もらい汚染の影響か評価できるような考え方について、ここでお示しできたらと思っております。

最後、東京都における地下水データということで、東京都における地下水等の状況を整理するに当たって、これまで届け出ていただいた報告書などから、地下水データ等を抽出して、その抽出した結果については本編のほうに載せて、抽出したもとのデータについては、こちらで公開を考えております。

続いて、このマニュアルの作成に当たっての検討事項について、主に3つ、今回は挙げさせていただきました。

まず1つ目は、地下水調査を行わないことができる要件の考え方で、現行の条例では、スライドに記載の多くの要素を考慮した上で、地下水への影響が少ないというふうに評価できれば、地下水調査を行わないことができるという規定になっていますが、実態として

は、①の要件の中の3つ目、10メートル以上離れているという、この「10メートル以上」というところが、独り歩きしているところがあり、また、②で地層等を考慮しなさいと言っている一方で、地層等を踏まえた技術的な解説というのを今まで示してきていないので、先ほど申しました、地下水のデータを収集する中で、区市または地域ごとに、地下水等の傾向を整理できればと思っております。その整理した結果を踏まえて、これらの要件について、このままでいくのか、それとももう少し検討が必要なのか。こういったところを、先生方に御議論いただけるような資料を作っていきたいと思っております。

続いて、措置の方法についての検討課題ということで、スライドに代表的なものを5つ挙げさせていただいております。まず1つ目については、そもそも、地下水汚染拡大防止区域という考え方がなかなか浸透しておらず、指導等が入っている点でございます。

2つ目については、主に117条の場合、代表地点で地下水基準を超えた場合、対象地境界で地下水調査をする必要がありますが、この対象地境界というものが、飲用井戸に達する、100年後に達する一般値を超えることがございます。こういった場合に、対象地境界を取らせる意味があるのか、そういったところも踏まえて整理が必要ということで、2つ目を挙げさせていただいております。

3つ目については、117条と116条の違いというところでございまして、117条というのは、比較的大きなデベロッパー等が入りまして、広大な土地で措置等を行っていくので、多くの措置が選択できますが、116条契機の場合は、主に中小事業者の方がメインとなってきますので、調査の範囲が非常に狭く、対策をするに当たっても、施工範囲や措置方法が限定される場合が出てきてしまいます。こういった場合に、どのような措置をうまく当てはめていけるかというところが、3つ目の課題でございます。

4つ目については、117条契機の場合に、一括で調査すると工程上も厳しい場合等がございますので、分割して調査することというのが非常に多いのですが、例えば、30メートル格子内で分割調査をしてしまった場合、代表地点が確定できず、対象地境界も確定できないまま措置に移行する場合というのがございます。こういった場合にどのように評価して措置を行っていくかというのは、まだ整理できていないので、4つ目として挙げさせていただいております。

最後、地下水汚染拡大防止区域については、比較的高濃度な汚染を、それ以上、外に出さない、食い止めるというような区域でございますけれども、そこに雨水浸透施設を設置したいというような届出がございました。一方で、現在、設置に関する基準について特に

言及していないので、この辺についての整理が必要ということで、最後に挙げさせていただいております。

最後、事例集のフォーマットということで、この事例集を読んで、欲しい情報を的確に吸い出せるように、何を情報として入れるべきか今後検討が必要だということで書かせていただいております。現在の案では、地形区分であったりとか、帯水層がどの位置にであったりとか、あとはキーワードとして、よく使われるような用語というのをに入れて探しやすいようにはしていますが、必要な事項があれば、御意見をいただいて、反映をしていきたいと思っております。

以降は、参考資料でございまして、実際にマニュアルの中で、こういったことを書いていくかというところを羅列してございます。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、ただいまの報告内容につきまして、御質問等がございますでしょうか。よろしく申し上げます。では、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。今まで、1991年になりますけれども、国のほうで公表された土壌地下水汚染に係る調査対策指針及び運用基準というのがございました。これが、実は土壌と地下水汚染を一体化して考えるということであったものですが、その後、土壌汚染対策法が土壌汚染、それから水質汚濁防止法が地下水汚染ということで、2つの法律の中で運用されるということで、なかなか土壌汚染と地下水汚染が一体化して対応されるというのが、やはり難しくなってきたというか、明確になってきていないというのが現状だと思っております。

その中で、やはり条例の中では、土壌と地下水汚染を東京都さんのように一緒に考えていくという姿勢があるということは非常に重要ですし、これに対して、やはりマニュアルを作っていくということは、非常に評価できるものだと思いますので、ぜひともうまい物ができればいいなと思っております。

また、ほかの自治体さんでも、地下水汚染と一緒に考えると言っているながら、調査方法は土壌汚染対策法、要するに土壌汚染の範囲だけを見ているという事例が非常に多いというも課題だと思っております、やはり土壌汚染の範囲と地下水汚染の範囲とは一致しない。逆に地下水汚染のほうが広がるということは、当然あり得ますので、それに対して

どう考えていくかということが重要だと思います。

そういうことがあるのと、もう一つは、今のお話を聞いてちょっと気になっているのは、既に地下水汚染が広範囲で生じているという事例があると思います。それに対する対応、特に敷地の中と敷地の外に汚染がある場合に、どう考えるのか。恐らく今の技術マニュアルは、敷地の中だけを考えられているような気がします、それであればその範囲、今回の技術マニュアルの適用範囲というのを明確にしておくことが重要ではないかと思えますので、この地下水の調査の技術マニュアル、措置も入っているんですね、の位置づけと、少し事前に明確にしておく必要があるのではないかと思います。

あともう一点、ついでに言わせていただきますと、これは将来的な話になると思いますが、現在、やはりエネルギーに関しては、再エネ等で、いろいろなやはり地中からの熱、地中熱利用みたいなものも、今後まだ増えてくると思います。そのときに、やはり土壌・地下水汚染を調査対応してきた立場としては、昔、揮発有機化合物で、一番広範囲に問題が起きたのは、マルチスクリーン井戸と呼んでいますけれども、複数の帯水層に汚染が広がってしまうということでした。地中熱利用は、恐らく70メートルとか100メートル級のボーリングを掘ってしまう。このときに、そのシールを考えないと、また同じような地下水汚染が複数の帯水、特に下位の帯水層に拡大してしまう可能性もありますので、そういうところも、少しこのマニュアルの中に知見として入ったらうれしいなと思っています。コメントです。

以上です。

【大塚委員長代理】 事務局、いかがでしょうか。

【須藤課長代理】 御意見ありがとうございます。1つ目については、確かに現行、地下水汚染拡大防止区域についても、敷地外に高濃度な汚染が出ないように食い止めていくというような対策になっていますので、そういった今の鈴木先生の御意見を踏まえながら、その辺の適用範囲というのを明確化していきたいと思います。

2つ目については杭施工にも少し関わってくるような話かと思えます。第2帯水層以深に汚染を拡散させないということについて、これについてもしっかり東京の地層の層序等も踏まえながら、ここが帯水層であって、汚染が拡散しないようにするにはこういう対策をしていったらいいとか、そういった技術的な助言というのも、マニュアルの中でできたらいいなと思っています。

【大塚委員長代理】 2つ目は、温暖化対策との関係では、やらなくちゃいけないこと

も出てくるかもしれないので、規制と両にらみで、どうぞ御検討ください。

【鈴木委員】 よろしくお願ひします。

【大塚委員長代理】 徳永委員、お願ひします。徳永先生、どうぞ。

【徳永委員】 徳永でございます。これは、大変重要なことだと思いますし、こういうものが出されることが、極めて先進的に地下の環境をうまく管理していく、マネージしていくという意味で良いことになるという強い期待がございます。

一方、この5枚目をちょっと出していただきたいんですけど、作るのはいいんですけど、多分、対象者ごとにつくるべきものというのは違ってくるんじゃないかという気がして。なので、1つのマニュアルで、この3つの対象者に対して十分に良いものを作るということにはならないのではないかと。すみません。始まる前からこんなことを言うと、怒られるかもしれないんですけど。やっぱり対象者によって伝えるべきものというのはきっと違っていて、理解してもらわなければならないものというの、共有の部分もあるし、違っていてもいい部分もあるでしょうということでは意識して準備されると、すごく良いものができるのではないかと思います。

そういう意味でいうと、一番作りやすいところで、良い物ができそうなところのターゲットに対して、まずは良いものをつくっていただいて、その上で、それを展開していくという意味で、違うターゲットのところに、どういうふうにしてそれをベースにして作っていくと、よりよい理解をしていただけるかというようなことを考えていただくというのは、1つのやり方としてあるかなと思います。やっぱり1粒で2度おいしいことは、あまりないので、その辺りというのは、やはりエフォートが必要だけれども、それをかける意味のある仕事だと思いますので、そういうふうにしていただければと期待をしております。

もう一つは、先ほどのお答えのところにはございましたが、これは東京都さんがやられることですので、東京というものがどういう場所であるかというようなことをよく意識して、東京都の方々によく使っていただけるようなものになるというようなことが、あるといいかなと思いますので。その辺りは、もう既に認識されているということで安心してはいますが、その辺りを、どうぞよろしくお願ひいたします。

どちらもコメントです。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

【須藤課長代理】 ご意見ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりでございます。

して、まず、対象者については、確かに調査の中心はもちろん指定調査機関ですし、措置は、ゼネコンや、建設事業者中心だと思imasるので、まずは、その方々にしっかり理解をしていただくということを軸に、マニュアルを作成していきたいと思っております。

また、2つ目の御意見についても、しっかり東京の地質や地下水の利用状況等も踏まえながら的確に調査ができるようにまとめられればと思っております。

【大塚委員長代理】 ちょっと私の不手際で5時を過ぎてしまっておりまして、ちょっとだけ延長させていただくこととなりますが、申し訳ありません。では、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 土壌汚染と地下水を比べると、地下水のほうが、私の感覚では公共性は高い、流動している部分から公共性が高いのだと思imas。それで調査についても、土壌に比べると非常に専門性が高いというんですか、ある意味で暫定的にこういうふうに決めても、これはベストプラクティスで、もっと違う方法があるといったら、それになるんじゃないかな。つまり法律が、権利とか義務の関係でやるというよりは、公共性の高い情報を、いかに正確に取得するかというような気がいたしております。したがって、これを作るということは、私はいいいと思imasけれども、これだけが地下水調査として正しいというのではなく、確保条例における考え方で、最新の知見でこういうものは変わってくるというような視点が必要ではないかと思っております。

以上です。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、小林委員もお願いします。

【小林委員】 簡単に。こういう取組は、非常に有用だと思imasして、特に参考資料として作っていただくような、解説のいろいろな技術マニュアル的なものは非常に期待をしております。

あと、東京における地下水の状況ということで、先ほどもあったかと思うのですが、ぜひ地域ごとに、どういう地下水質だとか地質だというのが分かると、非常にいいなと思imas。自然由来で基準超過しているのと、人為由来というのと、考える際に参考になるようにまとめていただけると、非常にいろんなところで役立つんじゃないかなと思imas。

以上です。コメントです。

【大塚委員長代理】 では、お二人の御意見につきまして、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

【田中課長】 貴重な御意見をありがとうございました。先ほどの佐藤委員のコメントでございますが、確かに地下水については、様々な状況が想定されますが、今回このマニュアルでは、特に条例独自の地下水調査や地下水汚染拡大防止区域といった調査・措置の方法等、既に指針で定めている事項について、まずそれをしっかり御理解いただけるように作成していくということが、第1点とっております。また、それに伴って留意点のようなものも、そこに加えられればということです。

あとは、それらを考えていく上で、前回の委員会ของときにも、東京の地質について分類した上で、しっかりと考えていったほうが良いというような御意見もいただいて、そこが課題になっていたと思いますので、今回はこのマニュアルの中で、しっかり東京の地質区分、そこでの地下水の状況等をしっかりまとめた上で、技術的な観点でマニュアルとして、解説できるようにしていきたいと思っております。

【大塚委員長代理】 小林委員のほうは、いかがですか。

【須藤課長代理】 先ほど小林委員のほうから、地域、エリアごとというお話がありました。東京の主な地形区分としては、23区東部の低地、23区西部と多摩東部辺りの台地、それと多摩西部の丘陵地・山地ということで、ある程度明確なのかなというところですが、一方で、単に台地とか低地であっても、地層の層序や、構成が若干違うところがございますので、どこまで細かく分けて検討するかというのは、まだこれからの課題でございます。まずは地下水データを整理した中で、ある程度大別し、最低でも先ほど申した23区の東西と、多摩の東西、このエリア以上では分けて、評価ができればいいなと思っております。

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。東京都は、地下水に関して非常にちゃんと調査していらっしゃる、日本で一番調査していらっしゃるころだと思います。よろしいでしょうか。

では、本件につきましても、この議論を踏まえて進めていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大塚委員長代理】 ありがとうございます。では、委員の先生方の御意見を踏まえて、事務局で作成を進めることにしたいと思います。

御議論をありがとうございました。全体を通じまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、本日の議題につきましては、全て終了しました。私の不手際で少し延長してしまひまして、誠に申し訳ございません。委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、これで進行を事務局にお返ししたいと思います。

【田中課長】 大塚先生、ありがとうございました。

委員の皆様には、本日も長時間の御審議、また活発な御議論と本当に貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今日は時間にも限りがあったと思いますので、追加での御意見等がございましたら、メール又は電話をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に2点ほど、事務連絡がございます。

1点目でございますが、本日の議事録につきましては、作成できましたら委員の皆様へメールで送付させていただきます。御確認をいただければと思っております。

2点目でございますが、次回の委員会につきましては、この後、ちょうど2年毎の委員の改選というのがございまして、その委員の改選後とはなりますが、11月頃を予定しております。

本日は、これにて委員会を閉会いたします。活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

— 了 —